

## 金融システム研究フォーラム 概要

第9回 2009.06.26 (金)

-----

今回は、りそな銀行監査役会事務局の榎本堅氏およびりそなホールディングス財務部の宮崎立弥氏をはじめとする3名の計4名の方々においでいただき、「日本における公的資金注入について」と題して、日本の公的資金注入について、りそな銀行の具体的な事例に触れながらの報告を受け、討議した。

昨年秋以降の世界的な「金融危機」深刻化の過程で、「日本の経験」がしばしば話題になった。話題の実質的内容は必ずしも明らかではない・・・にもかかわらず、「日本の教訓に学べ」「日本の失敗を繰り返すな、それだけは回避しなければならない」などの表現が常套句として愛用され続けている。

「日本の経験」にも多様な側面がありそうだが、ほとんどの局面について、その実質的内容は不明であり、細部にわたる正確な情報に基づいた評価は入手不可能であり未確定のように見える。そのような中で、1997年から1999年の「金融危機」を象徴するそれぞれに破綻処理に2兆円あるいは3兆円の税金が投入された日本長期信用銀行と日本債券信用銀行の後継銀行の不調が最近も大きな話題になっている。戦後日本の金融制度・金融行政を象徴する長期信用銀行制度をめぐる金融行政の評価とともに両行の破綻に至る過程と、事後処理を含む金融行政の評価も「日本の経験」の重要な一環を構成するはずである。

両行破綻のほぼ5年後、2003年5月17日に預金保険法第102条第1項第1号に基づく資本増強を講ずる必要がある旨の認定を受けたりそなホールディングスおよびりそな銀行は、6月に、預金保険法第105条に従って、自己資本の充実のために行う預金保険機構による株式等の引受け等の申し込みを行った。その6年後の2009年3月期決算において、りそなグループは、邦銀トップの利益を計上した。上掲両行破綻後の1999年3月に多くの金融機関と並んで早期健全化法に基づく公的資金の注入を受けたが、この公的資金の大部分および2003年時点での注入分のうち劣後ローン部分は既に返済済み（ともに本年3月）である。今後も順調に返済が進めば、りそな銀行のケースでは、結果として納税者の負担は実質ゼロですむことになる。

「日本の経験」の重要な一環を構成するケースだと考え、公的資金返済に注力しているりそな銀行関係者においでいただいて、興味深いお話を伺い、活発な意見交換を行った。報告は、1. 2003年までの公的資金の注入について、2. 公的資金注入時の経緯、3. 注入する株式の商品性、4. りそなの再生、5. 公的資金返済、6. 公的資金返済における論点、の順に行われた。

大学在籍研究者と実務家の双方によって構成される本フォーラムの利点が少なからず発揮されて、いくつかの論点については、範囲と方向の双方で報告者の方々の予想を超えて展開したのではないかと考えている。いずれにしても、各参加メンバーは、貴重な情報を獲得し、新たな関心を刺激され、今後の検討課題の種を得ることができたはずである。